

西条市農業委員会 令和3年度 第8回総会 議事録

1. 日 時 令和3年11月9日(火) 午後2時00分から午後2時40分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.8%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	12番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	越智 一志	10番	長谷川孝師	19番 曾我 照一
	2番	明比 典正	11番	栗田 房信	20番 越智 栄二
	3番	徳増 靖記	13番	川上 義則	21番 越智 信仁
	4番	一色 達夫	14番	山田 好一	23番 真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	15番	村上 繁敏	24番 高橋 忠親
	6番	西原 昇	16番	武田 喜義	
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一	
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武	

○欠席者氏名

22番 戸田 博明

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	23番	山内 信政
	2番	一色 信之	12番	森田 忠茂	24番	大西 宗次郎
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	25番	佐々木 則幸
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	26番	越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	19番	黒川 俊彰	30番	今井 文雄
	9番	岡本 省三	20番	高橋 正		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

18番 山内 強 22番 永井 和俊

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地通知について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

7. 議事内容

事務局 ただ今から、令和3年度 第8回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

会 長 それでは、ただ今から、令和3年度 第8回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。

村上繁敏委員、武田喜義委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が農業委員の22番 戸田博明委員、推進委員の18番 山内強委員、22番 永井和俊委員から出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしく申し上げます。

4ページをお願いいたします。

117号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

118号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

119号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

120号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入及び経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

121号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

122号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏外5名から、贈与を受けようとする申請であります。

123号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

124号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

125号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

126号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

127号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇から、贈与を受けようとする申請であります。

128号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇から、贈与を受けようとする申請であります。

129号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

130号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

131号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

132号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

133号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

134号は、〇〇の〇〇株式会社が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

135号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

136号は、〇〇の株式会社〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、20件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、20件であります。117号から順次ご意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 117号、118号、119号 問題ありません。
120号、121号、122号、123号 問題ありません。
124号 問題ありません。
124号〇〇分、125号 問題ありません。
126号 問題ありません。
127号、128号 問題ありません。
129号 問題ありません。
130号、131号 問題ありません。
132号、133号、134号 問題ありません。
135号、136号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご意義等ございませぬか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、
以上20件を原案どおり許可することといたします。

非農地通知関係

議 長 次に、9ページ、第2号 非農地通知について、を議題といたしま
す。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 10ページをお願いします。

1号から5号は、いずれも〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。〇〇の〇〇氏が所有する農地2筆で、申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。

2号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地1筆で、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。

3号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地2筆で、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。

4号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地2筆で、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。

5号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地1筆で、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。申請地は、登記地目・農家台帳とも田ですが、山林化しております。

6号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地4筆で、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。申請地の実報寺甲1100番及び甲1101番は登記地目・農家台帳とも畑であり、実報寺甲1103番及び甲1104番は登記地目・農家台帳とも田ですが、共に山林化しております。

7号は、〇〇の〇〇氏外2名が所有する農地2筆で、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員及び事務局1名が航空写真で現地の状況を確認しました。なお〇〇、〇〇の両委員は、現地確認も行っております。申請地は、登記地目・農家台帳とも畑ですが、山林化しております。

以上7件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長	以上、7件であります。1号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
地区委員	1号、2号、3号、4号、5号 問題ありません。 6号 問題ありません。 7号 問題ありません。
議 長	非農用地については、現場で現地確認を行うことは少ないと思われます。今回のように航空写真を確認しながら検討してもらうケースがあると思います。 地元委員さんからはご意見無いようですが、他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
一色委員	航空写真は、今回撮られたものであるのか。それとも、既存のものを利用されたのか。
事務局	6号の航空写真は行政書士が用意したものです。 1号から5号及び7号は、事務局で用意したものであり、グーグルアース2021年5月現在の写真を利用し、委員さんに確認していただいています。
議 長	他にご意見ございませんか。
徳増委員	申請によって非農地を判断するのか。
事務局	非農地通知については、要望があったものについて、非農地の判断を行っています。
徳増委員	所有者からの要望によるものか。
事務局	そのとおりです。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上7件を原案どおり承認することとし、通知書を発出します。

農地法第4条関係

議長 次に、12ページ、第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 13号は、〇〇の〇〇氏が、物置を建設しようとする申請でございます。

本件は、申請人が家屋解体の際、物置の必要に迫られ、今年8月から工事を開始した後、物置の業者から農地を宅地に転用しなければならないことが分かり、無断転用の是正をしようとするものでございます。申請人からは「以後このような違法行為のないように気を付けます」との始末書が提出されております。

14号は、〇〇の〇〇が、農業用倉庫、作業場及び事務所を建設しようとする申請でございます。

15号は、〇〇の〇〇氏外1名 が、露天貸駐車場に転用をしようとする申請でございます。

本件は、申請人の父親が平成13年7月に亡くなり相続により取得しましたが、既に父親が造成し、貸駐車場としておりました。今回、当該土地を調査したところ、地目が農地になっており、農地法の許可申請が行われていないことが発覚しました。申請人からは、「今後このようなことがないよう農地法を遵守します」との始末書が提出されております。

16号は、〇〇の〇〇が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしくお願いたします。

議長 以上、4件であります。13号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

地区委員 13号 問題ありません。

14号 問題ありません。

15号 問題ありません。

16号 問題ありません。

議長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議 長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上4件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議 長

次に、14ページ、第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

15ページをお願いします。

91号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲渡人が知人から駐車場が無いため農地を駐車場として貸して欲しいと頼まれ、農地法の転用許可が必要であることを知らないまま駐車場として転用したものです。譲渡人からは、「深く反省し今後このようなことはないよう万全の注意をいたします」との始末書が提出されております。

92号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏外2名から所有権移転を受け、2区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

93号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、10区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

94号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、2区画の特定建築条件付売買予定地にしようとする申請でございます。

95号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

96号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

90号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

97号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

本件は、譲受人が母より相続した自己敷地と住宅の相続登記を行おうとしたところ、申請地の登記上の所有名義が叔父の所有名義であり、農地法の許可なく住宅を建築したことが判明したため、無断転用を是正するものでございます。譲受人からは、「今後は法令を十分調

査すると同時に関係者によく確認した上で、農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにします」との始末書が提出されております。

以上8件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、8件であります。91号から順次ご意見をお伺ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

地区委員 91号 問題ありません。
92号、93号 問題ありません。
94号 問題ありません。
95号 問題ありません。
96号 問題ありません。
90号 問題ありません。
97号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでもありますので、以上8件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、17ページ、第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 6号は、〇〇の〇〇が、平成29年10月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。事業を進める過程で、研修所の面積変更、ゆとりある敷地を求める要望があるため、建売住宅の1区画当たりの敷地面積を増大し建売住宅99棟から73棟に変更し、変更承認を受けようとするものです。

21・22ページの7号及び8号は関連がありますので、併せてご説明いたします。〇〇の〇〇が、令和元年6月の総会にてご審議いた

だき、進達・許可された案件であります。7号は、当初、建売住宅の販売を計画していたところ、購入希望者が現れない状況で、当該地を貸駐車場として使用したいという要望があったことから、事業目的を建売住宅から露天貸駐車場に変更するものです。8号は、前号の理由により建売住宅の事業区域を縮小し、建売住宅として販売する棟数を2棟から1棟に変更するものでございます。

以上3件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、3件であります、6号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 6号 問題ありません。
7号、8号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、23ページ、議案第6号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 24ページをお願いします。
7号の申請地は、〇〇地区の県営圃場整備の区域内であり、非農用地区域に設定されていますが、圃場整備完了前に農業用倉庫を建設する必要があることから、農用地区域から除外しようとする申請でございます。

8号、位置見取図は26ページ、〇〇地区で農業を営んでいる法人である〇〇が、農業経営規模拡大とともに、農業用機械の大型化や台数が増大し、現在の倉庫では手狭になってきたため、候補地を自己所有地の中から検討した結果、現在の農業用倉庫の敷地を拡張により露

天車両置場として農用地から農業施設用地に用途区分の変更をしようとする申請でございます。

9号、位置見取図は27ページ、〇〇の〇〇氏が、農業経営規模拡大とともに、農業用機械の保管場所が現在の倉庫では手狭になってきたため、候補地を自己所有地の中から検討した結果、申請地しか適地がないため、申請地を農用地から農業施設用地に用途区分の変更をしようとする申請でございます。

10号、位置見取図は28ページ、〇〇の〇〇が、現在3名の理事が所有する農業用倉庫の一部を法人の倉庫として利用しているものの、耕作面積が拡大し、現在の倉庫の規模では手狭になったため、新たな農業用倉庫の建設地を耕作地から検討したところ、申請地しか適地がないため、申請地を農用地から農業施設用地に用途区分の変更をしようとする申請でございます。

以上4件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、4件であります。7号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地区委員 7号 問題ありません。
8号 問題ありません。
9号 問題ありません。
10号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上4件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、29ページ、議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 31ページをお願ひいたします。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書32ページから55ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、
119件、面積は、37万7,063.35㎡となっております。
そのうち、所有権移転は、4件、
面積は、1万3,581㎡となっております。
54ページは、農地中間管理機構の集積計画一括方式による使用貸借権設定となっております。出し手2名からえひめ農林漁業振興機構を通して、〇〇に集積する計画となっております。
以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 32ページの申請番号1309号は新規就農者であり、面接を行いましたので、地区委員から報告をお願いします。
〇〇委員よろしくお願いします。

越智一志委員 今回の新規就農希望者につきまして、9月24日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、〇〇会長、〇〇委員及び私、〇〇です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、37才であります。〇〇氏は、〇〇の農地、3,436㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。予定している作物は、さつまいもや里芋です。今後は、農協に指導を仰ぐそうです。

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。
以上で報告を終わります。

議 長 以上のような内容ですが、よろしくご審議お願ひいたします。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

報告承認案件

議 長 次に、56ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年9月16日から、令和3年10月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項解約通知を19件、農地法施行規則第29条第1号届出を1件 受理いたしました。

議 長 何かご意見等、ございませんでしょうか。
無いようですので、以上、報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際、他に何かございませんか。
無いようですので、以上で総会を閉じます。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	非農地通知について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和3年11月9日 午後2時40分